

四日市市産業連携特区

都道府県名：

三重県

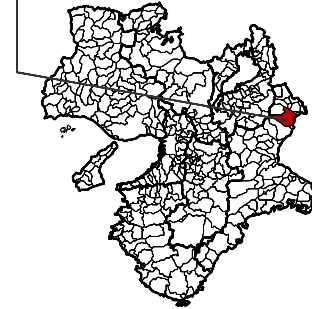
申請主体名：

四日市市

区域の範囲：

四日市市の区域の一部（あがた栄工業団地、四日市ハイテク工業団地、南小松工業団地、笹川南住宅団地業務施設用地）

四日市市



特区の概要：

四日市市の臨海部工業地帯は、周辺地域に集積する電気・電子・自動車等のエンドユーザー企業との事業連携を深める中で、高度な機能化学素材を提供する高付加価値型産業への転換を進めている。このような動きに呼応し、設備・装置メンテナンス、部材供給等の分野での新たな事業所参入の動きも活発化しており、その受け皿となる四日市市土地開発公社造成地の賃貸を可能にすることにより、産業連携の円滑な展開を促進し、国際競争力のある産業集積地の形成を目指す。

適用される規制の特例措置：

・土地開発公社造成地の賃貸の容認

